

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十一号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表手数料条例別表四十八の項及び四十九の項に規定する手数料の項中「別表四十八の項及び四十九の項」を「別表四十九の項及び五十の項」に改め、同表手数料条例別表五十の項及び五十一の項に規定する手数料の項中「別表五十の項及び五十一の項」を「別表五十一の項及び五十二の項」に改める。

第八条の二第一項中「第四十八条第十五項」を「第四十八条第十六項」に改める。

第十五条第一項中「規定により知事が」を削り、同項第二号中「第十三項」を「第十四項」に、「又は第三項」を「若しくは第三項又は法第八十八条第二項」に改め、同条第二項中「規定により知事が」を削る。

第十五条の二第一項及び第二項中「規定により知事が」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。